

令和5年4月 22 日

武庫小学校PTA会員の皆様

武庫小学校PTA本部

= 臨時運営委員会だより =

4月 22 日(土)に行われた臨時運営委員会で細則の改訂について審議を行い、次のとおり改定が決定しました。

《 審 議 内 容 》

【変更前】

武庫小学校 P T A 細則

第一 章 学年委員及び専門部委員の選出

- 第 1 条 学年委員は、当該学年集会において、その会員の互選により、各学級数 × 2 名選出する。(3 クラス未満の学年は各学級数 × 3 名選出)
第 2 条 専門部委員は、当該学年集会において、その会員の互選により、各学年若干名を選出する。

第二 章 地区及び地区委員の選出

- 第 3 条 地区委員選出の単位地区及び地区委員数は、運営委員会において協議決定する。
第 4 条 地区委員は、当該地区会員の互選により選出する。

【変更後】

武庫小学校 P T A 細則

第一 章 学年委員及び専門部委員の選出

- 第 1 条 学年委員は、当該学年会員の中から、各学年若干名を選出する。
第 2 条 専門部委員は、当該学年会員の中から、各学年若干名を選出する。

第二 章 地区及び地区委員の選出

- 第 3 条 地区委員選出の単位地区及び地区委員数は、運営委員会において協議決定する。
第 4 条 地区委員は、当該地区会員の中から選出する。